



# 判例研究 観音仏頭部のすげ替えと著作者死亡後の人格的利益: 駒込大観音事件

島並, 良

---

(Citation)

L&T, 48:63-69

(Issue Date)

2010-07

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90002640>



## 判例研究

# 観音仏頭部のすげ替えと著作者死亡後の人格的利益——駒込大観音事件

〈知財高裁平成22年3月25日判決（平成21年(特)第10047号）著作権侵害差止等請求控訴事件（本誌本号85頁参照）〉

神戸大学教授 島 並 良

### 【事案の概要】

被告Y<sub>1</sub>（宗教法人光源寺）では、元禄年間に造立された木彫十一面観音菩薩立像が「駒込大観音」として広く人々の信仰を集めていたが、昭和20年に東京大空襲により焼失した。Y<sub>1</sub>の先代住職で代表役員でもあったMは、昭和62年初めころ仏師Rに駒込大観音の復興となる新たな十一面観音菩薩立像の制作を依頼した。これを受けて「本件原観音像」の彫刻作業が開始され、平成5年に制作が完了、開眼法要の後、本件原観音像は一般に公開され参拝に供された。本件原観音像は美術の著作物であり、制作に関与した複数者のうち少なくともRがその著作者であることについては争いがない。

M死亡後、Y<sub>1</sub>の住職および代表役員となったAは、本件原観音像が目を見開いた状態で、参拝場所から本件原観音像を見上げると驚いたような、または睨みつけるような表情であるため、その表情にかねてから強い違和感をもっていたところ、檀家や一般の参拝者からも本件原観音像の表情に違和感を覚える旨の苦情や慈悲深い表情とするよう善処を求める旨の要望を受けていた。そこでAは、すでに死亡していたRの弟子で本件原観音像の制作にも関与したY<sub>2</sub>に対し、新たな仏頭部の制作およびすげ替え作業を依頼。これを受けてY<sub>2</sub>は、平成18年ころまでの間に同作業を完了した。

その後、仏頭部をすげ替えた「本件観音像」が、

一般の観覧に供されている。また、本件原観音像から取り外したすげ替え前の仏頭部は、原形のままの状態ですげ替え前に保管、安置されている。

そこで亡R（配偶者および子はいない）の末弟で、同じく彫刻を業とする原告Xが、本件原観音像は自己とR、および彼らの父である亡T等の共同著作物であると主張し、著作権および著作者人格権の侵害を理由に、Y<sub>1</sub>およびY<sub>2</sub>に対して、本件観音像の供覧停止、仏頭部の原状回復、損害の賠償、謝罪広告の掲載、および訂正広告の掲載を求めて出訴したのが本件である。

Xの求めた請求の内容および請求原因は多岐にわたるが、それらは、①X固有の同一性保持権、展示権に基づく供覧停止、原状回復、損害賠償、謝罪・訂正広告の各請求、②TとRの展示権の相続人としての供覧停止、原状回復、損害賠償の各請求、③TとRの遺族としてのTとRの人格的利益（同一性保持権、みなし著作者人格権）保護のための供覧停止、原状回復、謝罪・訂正広告の各請求、④TとRの遺族としてのXに固有の損害賠償請求、の四つに大別することができる。このうち、XとTが著作者であることを前提とする各請求は、第1審および控訴審いずれにおいても詳細な事実認定の下でその前提自体が否定されており、法解釈上の議論の余地に乏しい。そこで以下では、Xが著作者Rの相続人・遺族であることを前提とする各請求に絞って紹介し、検討を加える。

〔図1〕 すげ替え後の仏頭部（本件観音像）



〔図2〕 すげ替え前の仏頭部（本件原観音像）



第1審（東京地判平21・5・28（平成19年）第23883号）（本誌46号91頁参照）は、本件原観音像の仏頭部のすげ替えは、Rが存しているとしたならばRの同一性保持権の侵害となるべき行為（著作権法60条本文（以下、条数のみ記載））に該当するので、名誉回復措置等（115条）のうち「訂正」として仏頭部の原状回復を請求できる（116条1項）が、そうである以上、さらに供覧停止や謝罪広告等を認める必要性はないとした。XおよびY<sub>1</sub>が控訴。

## 【判旨】

請求一部認容。

### 1 著作者人格権の侵害と著作者死後の人格的利益保護

「Rが本件原観音像の完成後にその仏頭部を作り直す確定的な意図を有していたとまで認めることはできず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。

そうすると、Rが、本件原観音像について、どのような感想を抱いていたかはさておき、本件原観音像の仏頭部のすげ替え行為は、法20条1項所定のRの『意に反する……改変』と推認するのが相当であり、また法60条所定の『意を害しないと認められる場合』に該当するとまでは認められることはできない。

「たとえ、Y<sub>1</sub>が、観音像の眼差しを半眼下向きとし、慈悲深い表情とすることが、信仰の対象として

ふさわしいと判断したことが合理的であったとしても、そのような目的を実現するためには、観音像の仏頭をすげ替える方法のみならず、例えば、観音像全体を作り替える方法等も選択肢として考えられるところ、本件全証拠によっても、そのような代替方法と比較して、被告らが現実を選択した本件原観音像の仏頭部のすげ替え行為が、唯一の方法であって、やむを得ない方法であったとの点が、具体的に立証されているとまではいえない。したがって、観音像の眼差しを修正し、慈悲深い表情に変えるとの目的で、被告らが実施した本件原観音像の仏頭部のすげ替え行為は、法20条2項4号所定の『やむを得ないと認められる改変』のための方法に当たるといえることはできない。

「Rが死亡した……日から10年以上が経過した本件口頭弁論終結日……の時点においてもなお、Y<sub>1</sub>の檀家、信者や仏師等仏像彫刻に携わる者の間において、Rは『駒込大観音』を制作した仏師として知られているものと推認することができること等の事実を総合すれば、被告らによる本件原観音像の仏頭部のすげ替え行為は、Rが社会から受ける客観的な評価に影響を来す行為である。

したがって、被告らによる本件原観音像の仏頭部のすげ替え行為は、法113条6項所定の、『(著作者であるRが生存しているとしたならば、)著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する

行為』に該当するといえる」。

## 2 著作者人格権侵害を理由とする名誉回復措置等

「被告らによる本件観音像の仏頭部のすげ替え行為は、確かに、著作権者が生存していたとすれば、その著作者人格権の侵害となるべき行為であったと認定評価できるが、本来、本件原観音像は、その性質上、Y<sub>1</sub>が、信仰の対象とする目的で、Rに制作依頼したものであり、また、仏頭部のすげ替え行為は、その本来の目的に即した補修行為の一環であると評価することもできること、交換行為を実施したY<sub>2</sub>は、Rの下で、本件原観音像の制作に終始関与していた者であることなど、本件原観音像を制作した目的、仏頭を交換した動機、交換のための仏頭の制作者の経歴、仏像は信仰の対象となるものであること等を考慮するならば、本件において、原状回復措置を命ずることは、適当ではないというべきである」。

「Rの名誉声望を維持するためには、事実経緯を広告文の内容として摘示、告知すれば足りるものと解すべきであり、別紙広告目録記載第1の内容が記載された広告文を同日録記載第2の新聞に、同日録記載第2の要領で掲載することが相当であると解する。また、法115条所定に基づき、公衆の閲覧に供することの差止め等を求めることも適当でない」。

## 3 相続した展示権の侵害を理由とする公衆の差止め等

「Rは、Y<sub>1</sub>からの、観音像の制作依頼に対し、これを承諾して、本件原観音像を制作したものである。ところで、観音像は、その性質上、信仰の対象として、拝観者をして観覧させるものであり、このような観音像の本来の目的に照らすならば、Rが、自己が制作した観音像の展示については、一般的、包括的かつ永続的に承諾をした上で、制作したとみるのが自然である。したがって、原告が、Rから相続したと主張する展示権に基づいて、公衆の閲覧に供することの差止め及びこれに関連する原状回復を求め

ることが許される余地はないと解するのが合理的である。

本件観音像は、本件原観音像の眼差しを修正する目的から、頭部を交換したものであり、本件原観音像そのものではないが、前記……の事実経緯等に基づき総合判断するならば、原告の有する展示権に基づく、本件観音像の展示差止めの請求が許されないのは同様である」。

また、「原告は、Y<sub>1</sub>による、本件観音像の展示により、金銭に評価できる損害を被っているということとはでき」ないので、展示権侵害を理由とした損害賠償請求も認められない。

### (別紙) 広告目録

#### 第1 広告の内容

##### 広告

Y<sub>1</sub>及びY<sub>2</sub>は、Y<sub>1</sub>から委託を受けて故R殿が共同して制作し、Y<sub>1</sub>が東京文京区向丘2丁目38番22号所在のY<sub>1</sub>境内観音堂内に安置した木造十一面観音菩薩立像である「駒込大観音」について、Y<sub>1</sub>においてY<sub>2</sub>に対して仏頭部の再度の制作を委託し、これを受けてY<sub>2</sub>において仏頭部を新たに制作し、これによりY<sub>1</sub>においては新たに制作された仏頭部を備えた観音像を観音堂に安置し、拝観に供していること、及び故R殿の制作にかかる仏頭部も同じく観音堂に安置していることについて、故R殿の名誉・声望を回復するための適当な措置として、お知らせ申し上げます。

平成 年 月 日

東京都文京区向丘2丁目38番22号

Y<sub>1</sub>

代表者代表役員 A

千葉県佐倉市山王2丁目40番15号

Y<sub>2</sub>

#### 第2 広告の要領

##### 1 毎日新聞

(1) 掲載スペース：2段×4.0cm

(2) 使用活字：見出し及び末尾被告らの名称は12ポイント(ゴシック)、その他は10ポイント(以下略)

## 【考 察】

### 1 意 義

本判決は、美術の著作物たる観音像の仏頭部のすげ替え行為が、著作者が生存しているとしたならばその同一性保持権（20条1項）の侵害となるべき行為であり、かつ著作者の名誉または声望を害するため著作者人格権の侵害とみなされる（113条6項）行為でもあるので、著作者の遺族である原告は、著作者の名誉声望を回復するための適当な措置等（115条）として、事実経緯を説明するための広告措置を求めることができる（60条・116条1項）としたものである。

仏像という信仰の対象に関し、所有者たる寺院が信者の意向をも受けて行った改変行為について、なお著作者人格権の（みなし）侵害を認め遺族からの請求を認めた点で、本件は信仰上の人格的利益と著作者人格権の調整に関する初めての事例であり、とりわけ「やむを得ない」改変等の判断について貴重な先例を付加する。また、名誉回復措置等（115条）の具体的内容については先例が乏しい中、原状回復を命じた第1審を覆し、改変行為の事実経緯を説明するための広告措置をとることをもって十分であるとした点でも特徴を有する。

### 2 著作者死亡後の人格的利益保護

著作者人格権には一身専属性（59条）があり、著作者の死亡により消滅する。しかし、著作者死亡後も「著作者が存しているとしたならばその著作者人格権の侵害となるべき行為」は一般的に禁じられており（60条本文）、そのような行為に対しては一定範囲の遺族（116条1項）が、差止請求（112条1項）および（故意または過失ある行為者についてのみ）名誉回復措置請求（115条）をなすことができる。

本判決では、仏頭部のすげ替え行為が著作者Rの意に反する著作物（本件原観音像）の改変（20条1項）であり、かつ、著作者人格権のみなし侵害（113

条6項）にあたることとされたうえで、当該改変が、①「やむを得ない」（20条2項4号）改変であること、②Rの「意を害しないと認められる」（60条ただし書）こと、という二つの抗弁の適用がいずれも否定された。

#### （1）やむを得ない改変

やむを得ない（20条2項4号）改変という同一性保持権侵害の抗弁事由について、被告らは、観音像のまなざしや表情を適切なものにするという信仰上の理由をあげた。これに対して第1審判決は、そもそも信仰の対象である仏頭部の優劣を評価することは困難であり、仏頭部のすげ替え前の表情等が信仰の対象としてふさわしくないと断定することはできないとして、同抗弁を退けている。本判決も同じ結論をとるが、その理由としては、仮に改変後の仏頭部のほうが信仰上ふさわしいとしても、その目的を実現するためには、たとえば観音像全体をつくり替える方法があり、つまりは仏頭部すげ替えが唯一の方法ではなかったという点が強調された。

まず、信仰上の理由は、20条2項4号の判断においていかに考慮されるべきか。拝観対象（偶像）の外観を決する利益は信仰の中核をなす人格的利益であると考えられ、同じく人格的な利益を保護する著作権法上の同一性保持権との調整が問題となる。同号は、やむを得ないかどうかの判断にあたり、「著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らし」とのみ規定するが、著作物が信仰の対象であるという性質や、拝観という利用目的・態様を、ここでどの程度考慮すべきだろうか。従来の裁判例では、信仰上の要請といった精神的観点からの必要により改変を許容した例はみあたらない。そもそも同号の抗弁を容れた先例は少ないが、その少ない例では、明らかな誤植の訂正<sup>(1)</sup>、映画をテレビ放送するためのトリミングなど、もっぱら実用的・経済的観点から改変が許容されてきた。また、同項2号が定める建築物の増改築等や、同項3号が定めるプログラムの修正は、いずれも明らかに実用的・経済的観点からの改変を許容する規定である<sup>(3)</sup>。しかし、これらのよ

うに経済的・実用的観点からの著作物の改変が許されるのであれば、他方でそれと同等かもしくはそれ以上に重要な利益にかかわる精神的観点からの改変についても、やむを得ないとして同号によって許される場合があり得るのではないか。もとより、宗教を隠れ蓑とした恣意的な改変は許されるべきではないが、少なくとも信仰上の要請について同項4号の適用をおよそ排除するという第1審判決の立場は妥当ではなからう。<sup>(4)</sup>

これに対して本判決は、信仰上の要請については留保したうえで、仏頭部のすげ替えが唯一の方法ではなかった（観音像全体のつくり直しという、ほかにとりうる方法があった）ことをもって、やむを得ない改変ではないとした。従来の裁判例も、一般に20条2項4号の適用には抑制的であったが、本判決のように他の著作物を代替利用（本件でいえば拝観）できることを理由に同号の適用を否定した先例はみあたらず、本判決の基準は改変者にとって厳しいものとなった。しかし、他の著作物を利用すれば足りることを理由に改変を一切認めないと、たとえば入試問題の国語を出題する際に問題文の一部を切除することが許されず、常に自前の問題文を創作することまでを求めるといふ実態に反する結果となる。<sup>(6)</sup>やはり同号の判断にあたっては、当該著作物の利用を前提に、その改変の必要性や程度を総合的に考慮すべきであろう。

## （2）著作権者の「意を害し」

著作権者死亡後の人格的利益保護を定めた60条が、そのただし書において規定する抗弁の、著作権者の「意を害し」（同条ただし書）という要件については、同一性保持権における著作権者の「意に反し」という要件と同じであるという見解と、前者は後者を緩和したものであるという見解がある。<sup>(8)</sup>従来の裁判例は緩和説に立つものと思われるが、本判決はこの点を明言せず、著作権者Rが本件原観音像完成後に仏頭部をつくり直す確定的な意図を有していたとまで認められないことを理由に、改変がRの意に反することと意を害することを同時に認定している。この点、

同条ただし書の「意を害し」要件を、20条1項の「意に反し」要件とは別にあえて用語を変えてまで法が起していることからすると、死後には著作権者の意図を認定することは難しく、また時の経過とともに著作物をとりまく客観的事情も変化しうる点に着目して、生前よりも一層、人格権侵害の成立範囲を狭めた（抗弁成立のための要件を緩和した）と解すべきだろう。したがって、60条ただし書の適用に際し、著作権者の生前の主観的意図にのみ着目して、死後の客観的事情の変化等を考慮しなかった本判決には疑問があるが、この点は、当事者の主張にも制約を受けたものであろう。<sup>(10)</sup>

## 3 名誉回復措置等

著作権者死亡後における人格的利益保護の効果として、115条が規定する「適当な措置」（いわゆる名誉回復措置等）の具体的内容について、本件第1審判決は、「訂正」（同条）として仏頭部の原状回復請求を容れたうえで、社会から受ける客観的な評価の低下を来しその社会的名誉声望が毀損されたわけではないし、また原状回復請求が認められる以上はその必要性もないとして、謝罪広告請求を認めなかった。これに対して本判決は、本件原観音像を制作した目的、仏頭交換の動機、新仏頭制作者の経歴、仏像が信仰対象であること等を考慮して、やはり「訂正」として事実経緯を伝える広告掲載のみを認め、第1審が認めた原状回復については請求を棄却している。

従来の裁判例では、まず謝罪広告については、良心の自由の観点から謙抑的に発動されており、他の方法では十分な名誉回復が図られないときの補助的手段として位置づけられている。<sup>(11)</sup>本件第1審判決および本判決もこれと同様の立場であり、妥当であろう。

問題は、第1審判決が認めた仏頭部を再度すげ替える原状回復と、本判決が認めた事実経緯を摘示する訂正広告である。いずれも著作権者Rの社会的名誉を回復するための措置であるから、<sup>(12)</sup>基本的には、当該措置により著作権者の社会的名誉が回復される程度

と、被告にとっての負担の程度を衡量して決せられるべきであろう。この点、当該措置により回復されるRの社会的名誉の具体的内容は、「すげ替え後の本件観音像仏頭部ではなく、すげ替え前の本件原観音像仏頭部こそが自己の作品である」という事実ないし評価を世間一般に知らしめる利益であり、仏頭部の原状回復と訂正広告のいずれの措置であっても同程度に回復されよう。他方で、被告にとっての負担は、訂正広告であれば金銭的な広告費用にとどまるのに対して、仏頭部の原状回復によれば現在信者の拝観対象となっている本件観音像が損なわれるという甚大なものとなる。そうであれば、訂正広告のみを認めた本判決のほうが、被告に対してより小さな負担を負わせるにとどまるという点で、第1審判決よりも妥当なものと解される。

#### 4 展示権侵害に基づく請求

XがRから相続した展示権（25条）の侵害を理由とする、本件観音像の供覧停止（112条1項）、原状回復（同条2項）、損害賠償の各請求について、本判決は認めなかった。その理由として、Rによる展示の許諾がなされていたことをあげつつ、同時に、仏頭部のすげ替え行為に至る事実経緯等を総合判断するとも述べており、判旨の意図は必ずしも分明でない。このうち、RのY<sub>1</sub>に対する展示許諾については、著作者人格権侵害を伴う改変を経てもなお展示を許諾する趣旨であったとは思えないし、仮にその趣旨であれば、むしろ改変についての許諾が認められ、そもそもRの「意に反する」改変（20条1項）ではなかった可能性すらある。他方、すげ替え行為に至る事実経緯等に鑑みても、Y<sub>1</sub>が本件観音像を公に展示している事実は否定しがたいが、本判決には展示権侵害を阻却するいかなる要件の充足が認められたのかが明示されておらず、少なくとも理由不備の感が残ろう。

おそらく裁判所としては、著作者人格権に基づく請求のうち訂正広告のみを認容し、供覧停止や原状回復の請求を退けたのに、著作権に基づいて後2者

を認めるのはバランスが悪いと感じたのであろう。しかし、著作者人格権と著作権は別の権原である以上は、このような牽連処理を正当化することは難しい。ここはむしろ端的に、美術の著作物の原作品所有者による展示として、45条1項により展示権が制限されると解すべきではないか。そうすると事案の処理としては、観音堂に安置された本件観音像について、公衆による外部からのアクセスがどれだけ容易であったか、つまり屋外恒常設置作品の例外（同条2項）適用の有無が問題となろう。

#### 5 侵害主体

本判決は、Y<sub>1</sub>とY<sub>2</sub>の両者について、仏頭部のすげ替え行為、すなわち同一性保持権侵害となる改変、およびみなし著作者人格権侵害となる名誉声望を害する方法での著作物利用行為の主体と位置づけている。しかし、原作品の所有者兼改変依頼者Y<sub>1</sub>と、物理的行為者Y<sub>2</sub>が、それぞれ侵害主体たり得るかどうかは、それとして問題となりうる。

改変の依頼者については、改変（建物等の解体移設）依頼者である大学を、解体移設工事仮処分事件の単独債務者と位置づけた先例がある。このように、改変の実施自体を依頼者が単独で決定するなど、著作者人格権を侵害する物理的行為への依頼者による関与の程度が極めて強い場合には、依頼者のみが侵害者と評価され、物理的行為者は単にその手足として法的責任を負わないことになる（手足論<sup>10</sup>）。

本判決が、Y<sub>1</sub>とY<sub>2</sub>の両者を侵害者と評価したのは、Y<sub>1</sub>によるY<sub>2</sub>への依頼が、このような手足論が適用されるような状況よりも弱い関与にとどまり、物理的行為者であるY<sub>2</sub>も仏師として自らの主体的判断の下、改変を決定していたという事情を考慮したものであろう。単なる一方的な依頼ではなく、依頼者Y<sub>1</sub>と被依頼者Y<sub>2</sub>が相談のうえで仏頭部のすげ替えを決定した本件について、いわば共同行為による著作者人格権侵害を認定した本判決は、正当であると解される。

\* 本判決の評釈等はみあたらない。なお、本件第1審判決の紹介・解説として、岡邦俊「続・著作権の事件簿125」JCA ジャーナル56巻7号70頁、本山・後掲〈注8〉255頁がある。

〈注〉

(1) 東京高判平3・12・19判時1422号123頁〔法政大学懸賞論文事件〕。

(2) 東京高判平10・7・13知裁集30巻3号427頁〔スウィートホーム事件〕。

(3) 東京地決平15・6・11判時1840号106頁(本誌21号101頁参照)〔慶応大ノグチ・ルーム事件〕は、20条2項2号が定める建築物の増改築等について、個人的嗜好に基づく恣意的改変は許容されないが、経済的・実用的観点からの改変は認められるとした。

(4) 第1審判決は、信仰上の観点からの仏頭部の優劣判断を避けたものであるが、仮に信仰上の要請を考慮したとしても、裁判所に仏頭部の客観的な優劣判断を強いるものではない。ここではむしろ、改変後の仏頭部のほうが望ましいと考えるY<sub>1</sub>や信者がいるという事実を前提に、改変の相当性が衡量判断されるべきであろう。

(5) たとえば、20条2項1号から3号までと同程度の必要性があってはじめて4号で許容されるとする裁判例として、前掲〈注1〉東京高判平3・12・19〔法政大学懸賞論文事件〕。なお、このような厳格な立場への批判として、4号を一般条項と位置づけ、諸事情の総合衡量によってやむを得ない改変かどうかを判断する見解が主張されている(上野達弘「著作物の改変と著作権者人格権をめぐる一考察—ドイツ著作権法における『利益衡量』からの示唆」民商120巻4=5号748頁、同6号925頁)。

(6) 中山信弘『著作権法』402頁、注50の指摘も参照。

(7) 渋谷達紀『知的財産法講義II〔第2版〕』437頁。

(8) 中山・前掲〈注6〉417頁、本山雅弘「観音像の仏頭部のすげ替え行為が、著作権者の死後の人格的利益の侵害に当たるとして、仏頭部の原状回復請求を認めた事例(駒込大観音事件)」法セ増刊・速報判例解説6号258頁。

(9) 前掲〈注3〉東京地決平15・6・11〔慶応大ノグチ・ルーム事件〕、東京地判平16・5・31判時1936号140頁〔南国文学ノート事件〕。

(10) なお関連して、本判決は、Rが著作権者であることは争いがないとして認定したうえで、TとXに

ついては著作権性を否定しているが、Y<sub>2</sub>の著作権性については認定がない(制作への関与は事実認定されている)。仮に本件原観音像がRとY<sub>2</sub>の共同著作物であったとすると、作者の一人Y<sub>2</sub>による改変は64条1項(共同著作物の著作権者人格権の行使)の制約を受け、Rとの合意が必要なはずである。Rの死後はY<sub>2</sub>との合意はあり得ないが、その場合に60条との適用関係がどうなるかは不明である。本件では争点となっていないので、ここでは問題点の指摘にとどめる。

(11) 村越啓悦「著作権者人格権等の侵害に対する救済」(牧野利秋=飯村敏明編・新・裁判実務体系(2)著作権関係訴訟法)502頁参照。

(12) 最二小判昭61・5・30判時1199号26頁〔モニタージュ写真事件〕。

(13) 前掲〈注3〉東京地決平15・6・11〔慶応大ノグチ・ルーム事件〕。ただし結論は、被保全権利の疎明なしとして仮処分申請を却下。

(14) この点は、財産的な著作権の侵害についても同様である。拙稿「間接侵害(7)——通信カラオケサービス」著作権判例百選(第4版)(別冊ジュリ198号)203頁参照。